

# 総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 令和元年7月16日(火)  
10時00分開会 14時34分開会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：奥秋康子 副委員長：山下清美  
委員：深沼達生、佐藤幸一、口田邦男、桜井崇裕  
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：山本 司、次長：宇都宮学
- 5 説明員  
  
(2) 所管事務調査について  
総務課：課長 田本尚彦、参事 鈴木 聡
- 6 議 件  
  
(1) 議会報告会と町民との意見交換会で出された質疑、意見・提言等に対する回答内容について  
(2) 所管事務調査について  
・防災について  
(3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（奥秋康子）：おはようございます。只今から総務産業常任委員会を開催する。ご案内のとおり、今日の議件は、議会報告会と町民との意見交換会で出された質疑、意見、提言等に対する回答内容についてご審議いただきたいと思う。また、所管事務調査についても進めていきたいと思う。なお、今日の日程の流れは、午前中に議会報告会と町民の意見交換会のほうを午前中に終わらせていただき、午後から所管事務調査をしたいと思うので、よろしく願います。

(1) 議会報告会と町民との意見交換会で出された質疑、意見・提言等に対する回答内容について

委員長：それでは、早速、議件に入る。議会報告会と町民との意見交換会で出された質疑、意見・提言等に対する回答内容を1項目ずつ確認しながら進めていきたい。

それでは、最初に番号6である。これは議会のホームページのhttps//化に関する件であり、議長は、町と協議をするという答弁をしている。これについての町の現状と今後の方向性は、事務局において事前に担当課へ確認しているので、説明をしていただきたい。

山本事務局長：一番右の端の「現状と今後の対応について」の欄をご覧ください。関係課に照会し、現状と今後の対応策について確認した内容を記載している。まず、6番目のホームページのhttps//化がされていないということで、セキュリティ上問題があるという質問であった。ホームページの所管は総務課で行っており、ホームページのリニューアルを今後考えているとのことである。現在は専門用語であるがhttp//通信プロトコルというものを現在使っている。これをより安全なhttps//へ変更するというのを、町としても考えている。変更することにより、通信が暗号化されて、より安全性が強化されるという仕組みになる。万が一、ホームページ上の氏名、住所、メールアドレス等を抜き取られる可能性が今の現状ではあるが、新たに暗号化することによって、より安全性が強化されるという方向になる。実際のリニューアルの時期等については今後ということで明確な回答はない。

委員長：今、事務局から説明をいただいた。リニューアル化の時期は決まってないようであるが、今後、https//化をしてきちっと暗号化するということが、それに対して何か質疑はあるか。

口田委員：暗号をどうこう言われても、我々の段階ではちょっと分からない。こういうふうに強化すると言われても、「そうですか」という回答でしかないと思うが、https//へ変更するだけで、複雑になるものなのか。

山本事務局長：暗号化されると、例えば、ホームページ上にメールフォームといって、ホームページを見て住所、氏名、メールアドレス、質問内容等が書けるようになっているが、そういったものが、今現在であれば、第三者が悪意をもって操作をすれば、その氏名、住所、アドレスを打った内容を盗むことができる。それを抑制するために新たな暗号化をするということである。費用もかかるが、金額までは押さえていない。リニューアルを含めて暗号化もセットで費用がかかるということである。補足をすれば、質問者は十勝スローフードの社長であるが、取引をするうえで、商品の申し込み等を住所、氏名、メールアドレスでやりとりするのでそういった場合には、httpsのsがついたものが常識だといわれているようである。町のホームページにおいては、商品のやり取りをするわけではないので、個人情報の流失の可能性はあるが、通常ではそれほど影響はないというふうに押さえているようである。

口田委員：これについては、「そうですか」というふうに理解するしか仕方がないと思うが、いくらセキュリティがどうこう言っても、悪い事する人は更に上へといく。絶対安全とはならないと認識したほうがいいのではないかなと思うが。

山本事務局長：その通りだと思う。ただ、最低限防げる可能性があるものは手立てをしておくことになるかなと思う。

委員長：あとは何かないか。リニューアルの時期というのもまだ定かではないと説明をいただいたが、議会としては、これを早急に求めるべきであるとしたほうがよろしいか。

桜井委員：これについて町の対応としては、ホームページのみならず、いろいろなものに対するセキュリティという部分であるかと思う。その中で、早期の対応、リニューアル対応をするということであれば速やかにすべきかと思う。予算付けもあるかとは思いますが、そういう要請はしたほうがいいと思

う。

委員長：速やかに対応していただきたいということで、執行側に申し入れることとしたい。6番のほうは、これでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に番号7について協議をしたい。これは当日答弁を行っているが、災害時における腕章の件である。現状と今後の対応について、事務局長から説明いただきたい。

山本事務局長：質問の主な内容は2件ある。1件は、個人情報の取り扱いの件、もう1件は、腕章の件である。質問の内容で、縦割り行政の問題が挙げられるという部分であり、その件に関してはベケレベツ川のことを言っているが、河川管理においては、平常時から国や道と情報共有を行なっており大雨の際もパトロールや河川の水位について連携して対応しているという現状である。そして、個人情報について町内会の会員動向等が知らされなくて困ったということであるが、避難者の個人情報は、避難所へ行った際に入所時に避難者世帯名簿の記入をいただくことになっている。その際、第三者からの問い合わせがあった場合、住所等の公表をしてもいいかどうかの意思表示をしてもらって、公表しても良いとの回答があった人のみ第三者に対して情報提供できることになる。それと、腕章の件については、当時、大雨が降って河川が氾濫して危険のため、立ち入り禁止区域が町より設けられていた。その時に、ある町内会会員の方から、家が心配で見に行ってほしいと言われたので見に行ったが、立ち入り禁止規制があり、町内会長だと言ったが、入れてもらえなかったと。それに対して、当時、腕章でも作って用意してくれれば入れる可能性があるということと言われたようである。それに対して、町としては、立ち入り規制は安全確保がされるまで解除できないものであって、町内会長でも例外的に入れるというわけにはいかないと。今後もいかなる場合も安全を最優先すべきであり、あえて腕章を作って配布することはしないということに結論づけたという状況である。

委員長：質疑等はいかがか。

深沼委員：今、局長が言われたが、危険区域に入ってしまうと、二次災害の原因となる可能性があるのでは、今説明があったとおり、安全を確保するまでは絶対立ち入れないという形が当然であるべきだと思う。

委員長：そのとおりで、たとえ町内会長であっても腕章が必要ではないということによいか。

深沼委員：必要でないというか、腕章とか言う前に危険な区域に人を入れることによって、二次災害という可能性があるのでは危ないところには絶対入れるべきではないと思う。

桜井委員：質問者は当時、腕章は町内会会長に渡すというか配るようなことを言われたような認識を持っていて、それを貰っていないとのこと。最終的に町の判断としては、安全を最優先するために当時、言ったかもしれないが、町内会長であっても入れないとしたということによいかと思う。

口田委員：今言ったとおりだと思う。我々議員もそうだが、要するに役職を盾にして、決まりを破るのはよくない。ここに書いてあるとおり、どんな場合でも安全第一なので駄目なものは駄目だというふうに貫くのがいいと思う。あと、個人情報の関係だが、これは非常に難しい。これまで、やらなければならないと思うが、かえってこんなことやったらという疑問点もある。いずれにしても個人情報が厳しいので分からないわけでもないが、かえってそれがマイナスになる場合もあるのではないかと感じられる。それは私の感想としてはあるが。

深沼委員：今、口田委員が言われたように、個人情報の件であるが、特に独身女性なんかはアパートにいる場合は、本当にそういった部分は、前に清水でも事件があったと思うが、その辺は、慎重にやった方がいいような気がする。

山下委員：安全最優先は皆さんが言ったとおりである。あと、個人情報という部分では、私も町内会長をやっているが、なかなか難しいという部分がある。これは、町として一定程度の扱い、線引きをしてもらったほうが町内会会長としては、こういった部分だということでは言えるのではないかという気がする。なので、あまり全てをお知らせするより、ある程度、難しいという部分を説明できるような形がいいのかなという気がする。

佐藤委員：皆さんが言われているとおり、法律化されているので、それに基づいて進めていかなければならないと思う。個人情報については、やはり今の時代やむを得ないのかなと思う。

委員長：では、現状と今後の対応について記載のとおりでよろしいか。あと何か特別にあるか。

桜井委員：個人情報であるが、公表していいかは本人の意思が最優先だと。本人の生存というか状況が分からない中で、身内などが情報提供してほしいと言った場合、本人が駄目だという表示をしていた場合、どういう対応をしたらいいのかな。

委員長：状況にもよるが、休憩する。

【休憩 10:22】

【再開 10:29】

委員長：再開する。

避難者の情報公開について皆さんの考えを伺いたいと思うがいかがか。ご意見を頂きたい。

口田委員：避難者の個人情報についてはそれを守りつつ、なおかつ、柔軟な対応を希望する。決まっていることなので、希望でしかない。これを破れとは言えないので、柔軟な対応を希望するか、望むでもいい。

委員長：個人情報の関係は個人情報をしっかり守り、二次災害をしっかり防ぐために災害対策本部の指示に従いながら対応してもらいたいとある。いろいろと複雑であるが、そういう形でよろしいか。個人情報の関係であるので、公表するのは難しいということであるが、災害対策本部ができるので本部の指示に従いながら二次災害を防ぐためにも、この個人情報を守りながら、しっかり対応してもらおうということでもいいかと思うが、どうか。

加来議長：先程言った二次災害の件については、本部の指示に従って、二次災害を防ぐために行動をしてもらいたいということ。もう一点、個人情報については、被災者、避難者については、口田委員が言ったように柔軟な対応を望むということではよいのではないか。

委員長：被災者や避難者の方に対しては、柔軟な対応をしてもらおうということではよろしいか。  
(よいとの声あり)

委員長：8番目に移る。これは防災組織の関係である。これに対する意見交換会の際の答弁は、町内会でより活動しやすい体制ができないか町へ確認するということがあった。現状と今後の対応についての回答をいただいているので、事務局長より説明いただきたい。

山本事務局長：簡潔に言って、防災組織に防災係、町内会には火防係もあって、役員の担い手も少ない中で、まとめる事ができないかという質問であった。防火意識の普及を目的として、清水市街地と御影市街地には、それぞれ、以前から火防係の連絡協議会というものがある。その他に、平成28年の災害を契機に自主防災組織というものを、町として市街地、農村村部も含めて全町的に組織化してもらい防災係を置いてもらうという取り組みをしているところである。それぞれの出来た経過と係の目的がある。そういうものを端的に合わせてできないかということに関して、火防係を統括している組織として、清水地区には町内会火防係連絡協議会、御影地区には御影連合町内会防火班という組織がそれぞれある。それら組織については、組織内で組織の存続廃止などの議論を深めていただいた中で考えていく問題であると町では考えているところである。あくまでも、火防係というのは、町内会、市街地だけの組織で、自主防災組織による防災係とは、全町、町内会・農事組合においてつくっておくべき組織というところで大きな違いがある。

委員長：今、説明をいただいた。皆さんから意見あればお願いします。

口田委員：御影の中のことをちょっと聞きたい。防火班は、消防の位置づけであって防災とは関係ないというふうに認識しているのかどうか。その辺は確認しているか。

山本事務局長：そこまで確認していない。

口田委員：ならば、防火班と防災を兼ねるというふうにはできないかと。

山本事務局長：以前に担当していて中身はわかっているが、自主防災組織の防災係というものをつくってもらうときに、確かに町内会がそれぞれ人数も少なくなっている中で、役員の担い手がいないということも十分承知していた。また、清水、御影地区の町内会において火防係の役員になっていただいている町内会がかなりあるということも承知していた。自主防災組織の役員をつくってもらうときに、例えば火防係兼防災係でもいいということはお案内させていただきました。そういう説明をしてきたところである。実際、説明してきたのでそういうふうに組織していただいている町内会も多数ある。

委員長：あとは、よろしいか。  
(はいの声あり)

委員長：このとおりでよろしいですか。  
(よろしいとの声あり)

委員長：それでは、9番に移る。これは、町内会の居住者を把握できないと防災上も困るとの内容。個人情報だが、知らせてもらえないのかということである。これに対して、現状と今後の対応について事

務局長から説明いただきたい。

山本事務局長：以前、いつぐらいまでのことか掌握していないが、町内会の転入、転居の場合、町内会会長にこういう人が入ってきたとお知らせしていたことが昔あった。個人情報の絡みがあつて厳しくなつてきている状況の中で、今現在は、転入者の状況や転居者の状況を町内会会長にお知らせすることは一切ない。実際に町民生活課の窓口に入会者が住民票を届けに来たときに町内会加入の資料を配布してその都度、町担当者は入会を呼びかけているという状況である。そうしたときに、町内会長は誰かと聞かれれば、お知らせをしているところであるが、その先は個人情報であり、誰が町内会に入っているか、入っていないかなどの情報は提供できないということである。

委員長：よろしいか。個人情報の関係で、なかなか皆さんにお知らせできないということであるが。

口田委員：これもまた、正直困った問題である。もちろん行政も町内会の加入について啓蒙することはできないし、地元としても入ってほしいともできないだろう。むしろ、辞めるという人が多いくらいである。どうしたらいいかといえば、やはり各町内会でどういうふうにしたら会員を増やせるか、末端の考え方で進めなければ。上からの目線でこうしてほしいとはできない問題だと思うので、答えとしては、ここに書いてある通りでいいと思う。

桜井委員：防災を進める上で、共助だとかそういう部分があるかと思うが、わかっているにもかかわらず対応ができない。町の広報やマップ等の配布の中で、そういった認識をもってもらふということなのだろうが、あの人たちがうちの町内会にいるが、いざという時には、自分で非難してくださいということにはならない。そういった部分の考え方というのは、どういう対応したらいいのか。

委員長：休憩する。

【休憩 10：44】

【再開 10：45】

委員長：再開する。

9番、町内会の関係で個人情報が把握できないと防災上も困るということだが、現状と今後の対応に掲載された内容のとおりでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に11番、「防災無線は一方通行ではなく、相互のやりとりができていいのではないか」という意見である。その現状と今後の対応について事務局長から説明いただきたい。

山本事務局長：確認した内容を説明させていただく。今年度、町では、防災行政無線の戸別受信機を全世帯に無償貸し付けするが、町が住民に気象情報や避難情報を確実に伝えることに重点を置いた手段の一つとして整備するものである。住民から町へ連絡できる機能はない。町への連絡は従前どおり、電話やメール等を活用願いたいという現状である。

委員長：これに対して、この説明のとおりでよろしいか。

加来議長：災害に限らず、高齢者への緊急通報は、各高齢者世帯には、通報できるようになっている。町としてはそういう高齢者用の対応もしている。

委員長：今、議長からアドバイスいただいた。それも入れておいたほうがいい。

加来議長：町としては、そういう対応もしていると。防災無線はそういう性質のものではないということではないか。

委員長：そのとおりということで、現状と今後の対応に掲載された内容のとおりでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に13-2番、上士幌のようにバイオガスの地産地消に取り組んでほしいとの要望である。それについて、事務局長から説明をお願いします。

山本事務局長：家畜糞尿を利用して発電するバイオマスプラントの支援を行っているが、送電線接続の課題から一部で進んでいない状況がある。国に対し管内市町村や関係機関が連携して循環型農業の重要性を訴えている。電力の地産地消は今後、調査・研究を行うということで、現状確認をしている。

委員長：今、説明いただいたがいかが。説明いただいた現状と今後の対応についての内容でよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に14番、町内会未加入の住民、アパート等の個人情報の扱いについては対応してほしいという意見である。これは9番と同じであるので、同じ内容でよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に15番、外国人に対する災害対応の取り組みも進めてほしいという意見である。これに対して、

現状と今後の対応について事務局長より説明をお願いします。

山本事務局長：外国人が転入手続きの際には、事業所の方も同行されており、生活情報や防災情報などを窓口にてお知らせしているところである。緊急時の情報伝達に関しても、外国人の方へは事業所を通じて行うとともに、町内会未加入者の単身者等へも今後整備する防災行政無線戸別受信機、登録制メール、ホームページ、ラジオ、テレビ等で対応し情報伝達するということであった。

委員長：説明をしていただいたが、この内容でよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に16番、雪害の対応について、オペレーターの確保などを含めて除雪体制について将来を見据えた対応を願いたいということである。事務局長のほうからこれについて説明願う。

山本事務局長：オペレーター等人材育成確保対策として、今年度から町内の商工業者の従業員等の資格取得費用の一部を事業所に対して助成を行っているという内容である。

委員長：説明をしていただいたが、更に皆さんの考えがあれば。山下委員はいかがか。

山下委員：この内容でいいかと思う。

委員長：人材不足だということで、町の対応として、事業所に対して助成を行うということであるが、よろしいか。口田委員、何か意見があれば。

口田委員：補助を出しているというのは、何の資格に出しているのか。重機の免許か。何か聞いていることはあるか。

加来議長：除雪するには作業免許が必要。

委員長：オペレーター等の人材育成確保対策としての従業員等の資格取得なのでそれしかないと思うが。先程説明いただいた内容でよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：休憩する。

【休憩 10:56】

【再開 11:10】

委員長：再開する。

次に17番、「除雪の入札に個人事業主は参加できない。オペレーターの新規参入もできない」という意見であったが、これに対して、現状と今後の対応について事務局長から説明をお願いします。

山本事務局長：除雪については、町道路維持管理事業として、草刈と除雪を合わせて、企業体の申請を受け付けて決定している。企業体の構成員は、町入札参加資格審査申請を行っていることが要件となっている。個人事業主を制限するものではないが、企業と同等の起動力が必要となるということで現実には難しい状況にある。なお、オペレーターの新規参入についての制限はない。

委員長：説明をいただいたが、これに対して皆さんから意見はないか。

(なしの声あり)

委員長：このとおりでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：25番、「個人で除雪をしているが歩道の除雪が飛び飛びで改善されていない。通学路にある空き家の除雪も不十分となっている。住みよい町とは言えない」との意見いただいた。これに対して事務局長から説明いただきたい。

山本事務局長：通学路の歩道の除雪は一部小型ロータリー車両が入れないところを除き、行っている。降雪前に教育委員会等と路線の確認を行っているという実態である。

委員長：説明いただいたが、質疑等何かあるか。

深沼委員：機械が入れないところは、除雪等をしてないということであるが、子ども達が学校まで行く通路は決まっていると思なので、もしそういうところがあるのであれば手作業なりで子ども達が通れるような形にしていきたいと思う。

委員長：事務局長、子ども達が通るところで機械が入れない場所が何箇所かあるということか。

山本事務局長：確認したところ、御影地域において車両が入れなくて、そこは手でもやっていないようで、一部車道に入って歩いて行っているところが数箇所あるようである。

委員長：そういうことであるが、どうするか。

深沼委員：子ども達が歩く場所について、車が通るところに一旦出るということは、今まで何もないからいいが、もし車との接触があったりすると問題となるので、子ども達が通る歩道は、きちんと通れる

ようにしていただきたいと思う。

委員長：深沼委員から御影地区であるが、数箇所、歩道から下りて車道を歩いている所があるので、子どもの安全のために、手作業なりで除雪をしてほしいとのことである。これも要望しておいたほうがよろしいか。

桜井委員：これは学校側のほうから、子ども達、父兄のほうから除雪してほしいなどの要望が町にあるのかわからないかについて把握しているものがあれば。

山本事務局長：そういう話は聞いていないが、現場としても手で除雪をすることが本来であるのかなという思いは持っているようである。

委員長：今のところは、学校側からの要望はないということであるが、それでも安全のために要望としてあげてよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：それでは次の33番、これは「上羽帯地区の避難所が被害を受けたが、第二の避難所を設ける予定はあるのか」ということである。これに対して現状と今後の対応について担当課のほうに調べていただいた。事務局長より説明をお願いします。

山本事務局長：防災ガイドマップ、暮らしのガイド等でお知らせしているとおり、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模火災の場合は少年自然の家、地震の場合は少年自然の家の広場、洪水、内水氾濫の場合は御影公民館などへ避難することとしている。災害の状況に合わせて、避難場所はその都度、防災行政無線やテレビ、ラジオ等で改めてお知らせがある。これが現状の状況である。

委員長：何か意見があればお願いしたい。

口田委員：このままでいいと思う。仮に第二避難所をつくって、災害が起きた場合に下手をするとどちらに行くかわからない状態になったら困る。今、説明があったとおりでよいと思う。

委員長：このとおりでいうことで、よろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に34番、「議会では防災対策についてどう考えているのか。避難所の見直しなど早急な対応が必要ではないか」という意見いただいた。それに対する現状と対応について事務局長より説明いただきたい。

山本事務局長：議会は、行政による公助はもとより、町民一人ひとりが自ら取り組む自助、地域、企業、学校、ボランティアなどが互いに助け合う共助を組み合わせることが重要と考えている。議会は大規模災害発生時には速やかに情報収集を行い、各地域における救護・救助活動、避難所運営などに協力する。避難所の見直しや備蓄品の整備などは随時行われているという内容でまとめた。

委員長：説明があったが、これでよろしいか。

深沼委員：これは避難所の見直しとなっているが、町としても安全な所を指定していると思うので、安全な場所に避難してもらうということでいいのではないか

委員長：見直しや備品の整備などは、随時行われているということで、最後のほうに記載されているがこのとおりでよろしいか。

桜井委員：災害当時も議会としてどういう対応をしたのかということ、危険な状態の中で議会として被害状況をあちこち見て歩いており、議会としての活動はきちんとしていると。あとは避難所に顔も出さなかった議員もいるのではないかと言われたが、そういったこともあるが、議会としては、町との連携の中でできるようなことはやっていくという対応でいいかと思う。

委員長：この中にそういう文言を入れるか。

加来議長：桜井委員が言われように、議会で災害対策会議設置要綱や行動マニュアルをせっかく策定しているのでその文言入れてはどうか。まずは、それに沿って議会として災害時には対応するというような文言を入れたほうがいいのではないか。中段に掲載されている「議会は大規模発生時には」の後に、「清水町災害対策会議設置要綱に従い、行動マニュアル等に沿って」の文言を入れてはどうか。

委員長：休憩する。

【休憩 11:23】

【再開 11:25】

委員長：再開する。

それでは、今後の対応について議会としてどう対応したらいいのかについて何か意見があればよろしくをお願いします。

深沼委員：議会の中に、清水町議会災害時行動マニュアルが策定されている。目的として、清水町議会災害対策会議設置要綱に定めた清水町議会議員の対応等について、大規模災害が発生した際、その時期に応じた的確に行動するとあるので、そのような形で議会としては、やっていけたらと思う。

委員長：ほかにはないか。先程、議長からもアドバイスをいただいたが、最後の文言について、避難所の見直しや備蓄品の整備などは、今後見直しを求めていくという文言を加えていったらどうかということであるが、皆さんよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次の35番、「今年は降雪が少なく、強風により道路の側溝が土で埋まっている実態を議会では把握しているか」という質問であるが、これに対して事務局長に調べていただいたので説明いただきたい。

山本事務局長：町では、融雪期とともに道路側溝も含めた確認を行っており、緊急度の高いところから土砂上げや清掃を行っているとのことである。

委員長：これについて意見等はあるか。

桜井委員：これは議会としてそういう認識をしているのかという質問だと思うが、意見交換会の際の答弁では、認識はしていないが町のほうに伝えるという答弁だったと思う。その指摘を受けて議会として調査をしたという事実はないわけなので、しなかったという答弁でいいのか、皆さんに協議してほしい。

委員長：議会では、把握しているのかということであるがどうか。議会では把握していないと書いたほうが、いいのではないかと意見であるがどうか。

口田委員：議会では把握していないが、議員としては把握している。それと同時に業者もやっている。町のほうで調査をしているのでこれでいいのではないかと思う。

委員長：文言として入れる必要はあるか。入れないでこのとおりでいいのか。

(よいとの声あり)

委員長：次に36番、「建設業協会は、町と防災協定を結んでいるが災害対策本部には入っていない。入ればもっと有効に防災対策ができたのではないかと感じる」という意見があった。それに対して、事務局長のほうから説明いただきたい。

山本事務局長：災害対策本部は、町長を本部長として職員で構成し災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合に設置し、災害対応に取り組むものである。自衛隊や警察等はメンバーではないが、情報を得るために同席していた。町と建設業協会の災害応急対策に関する協定書は、災害対策本部の決定を受けて応急対応の支援を願うこととなるもので、今後も従来どおり協力をいただきたいとのことである。

委員長：説明があったが、このままの内容でよろしいか。

深沼委員：1点だけ聞きたいことがある。これに農協は入っているのか。町長を本部長とし職員で構成されていると書いてあるが、災害対策本部には農協の組合長は入っているのかどうかを確認したい。

山本事務局長：入っていない。あくまで町職員の組織である。付け加えさせていただくと、これは災害が発生した際に対応するための中核組織である。通常、防災会議という組織があるが、それは防災に備えるべく普段から防災、災害対応に関する計画、実践を行うための組織である。それには農協の組合長も入っているし、警察、消防の関係機関も全て入っている。

深沼委員：前回の平成28年度の時に、町は農協に全てを丸投げしている。その点について不満があるところがあったので、組合長も入っている組織なのかどうなのについて気になっていた。

委員長：それでは36番に関しては、このとおりでということではよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：それでは次の38番、「防災対策の訓練をされたが、町民参加が一部であった。重要な訓練なのでできれば広く周知し対応してほしい」という意見をいただいた。事務局長のほうから担当課へ問い合わせさせていただいたので説明をお願いします。

山本事務局長：台風や大雨による洪水、地震などが予想されるが、災害の種類において避難先も変わる。大規模な避難訓練や地域ごとの小単位の訓練など組み合わせると効果的にいき、非常時に備えることとなっている。

委員長：説明を受けたがいかがか。この回答でよろしいか。

桜井委員長：話が変わるが、本町では平成28年度の台風災害を忘れないように防災の日という形はつくっていないが、近隣町村ではつくっているところがある。ある程度、災害を1つの教訓として防災の日のようなものを設けているところはあるか。

山本事務局長：私の分かる範囲であるが、9月1日が全国的な防災の日で、清水町で災害が起きたのは8月31日、9月1日である。新得町では、9月1日にあわせて何か取り組みをしている状況である。

加来議長：新得町は子ども議会で提案されて、災害があった日を新得町の災害の日としている。

委員長：今回の答弁の中身は、これでよろしいか。

桜井委員：清水地区と御影地区で分かれているが、そういう訓練を実施しているのはどのくらいの数があるのか、規模的なものの現状はどうか教えてほしい。

委員長：それについては、午後から防災についての所管事務調査があるので、そこでしっかり議論していただきたいと思うのでよろしく願います。それでは、38番については、このとおりでよろしいか。

（よいとの声あり）

委員長：次に41番、「先日、犬と散歩していると、子ども連れの方が公営住宅に入居してきた。さくら野町内会も子どもが6人増えた。少子化が叫ばれているが、一部では新築住宅もあり、子どもが増えることは非常に良く明るい話題と感じる」という話があった。その現状と今後の対応について事務局長より説明をいただきたい。

山本事務局長：今年度から御影地区で世帯向けの公営住宅の建設を進めており、さくら野に2棟4戸を整備する予定である。また、世帯向けの賃貸住宅を増やすことを目的として賃貸住宅事業経営者等に建設費の一部助成を行っているということである。

委員長：内容についてはこのままでよろしいか。

（よいとの声あり）

委員長：それでは次に42番、「未来の子育てについてだが、現在の政策は、管内でもトップクラス。それでもなかなか子どもは増えない。単身住宅の空いている住居を世帯向けにしたら増えるのではないか。また、外国人の移住の受け入れについて道で説明会があるが、そのようなことも参考にしてはどうか」という意見があった。現状と今後の対応について担当課に照会いただいたので、事務局長より説明をお願いします。

山本事務局長：御影単身者住宅は、特定公共賃貸住宅として、国の補助を受けて建設したものであり、間取りは1DKとなっている。入居要件は、公営住宅に入居できない高い収入階層などがあり、世帯向けには使えないという結果である。

委員長：こういうことになっているそうである。これは、これでよろしいか。

（よいとの声あり）

委員長：それでは次の43番に入る。「単身住宅と教員住宅は、いつになったら国の制約期限が切れるのか。調べて一般開放できないか」という意見である。これに対して事務局長より説明いただきたい。

山本事務局長：単身者住宅は、補助金により建設されている住宅のため、通常の公営住宅にするには、耐用年数が過ぎても北海道の許可が必要となる。世帯向け公営住宅の整備を進めるとともに賃貸住宅の整備補助などの支援を進めているという現状である。

委員長：これについて何か意見はないか。

（発言なし）

委員長：私から1点。教員住宅は、どのようにして活用しているのかと。へき地の教員住宅には、農家の後継者も世帯主になっても教員住宅に住み続けている方もいる。住宅がない方が結構いるので、そういう方に向けてあげることにはできないのかなと町民の中からも意見としてはある。教員住宅の場合は、賃貸住宅でないから、要するに安い賃貸住宅に入る人でなくても入れるという意見もあったがこれはどうなのか。この方の言っているのは、教員住宅ということであるが、どうなのか。

加来議長：へき地等の空いた教員住宅は、町営住宅として運用しているので、同じ要件でやっている。教員住宅だからと特別な条件を定めてやってはいない。

委員長：町営住宅は、住宅を確保できない人のために安く賃貸で貸し付けるもの。農業者の経営主になったら当然、自分で一戸建てか何か方法があってもいいのかと感ぜられるので、賃貸住宅に入っているのはいかがなものかなというのもある。その辺の矛盾があるかなと。

加来議長：町営住宅の入居希望は、どこの団地に入りたいとか、それぞれの要望があると思うが、へき地のそういう部分を含めて、希望どおりにいかないこともあるし、空いているものを優先して今やっている。昔は、何か月に1回とか、抽選でやったりしていたが、今はそれほど混んでいないので、その都度本人からの希望を受け入れて、空いていればそちらに入居させるような形をとっている。特に特別扱いとかというのは、ほとんどないと思う。

委員長：農業者として経営主なら、当然、持ち家に住んでもいいのかなという考え方があるようである。

加来議長：農家の方が、親が住んでいてもう1つ家があるのかは分からないが、そういう基準があるのでは

ないか。そういうことは、もし違反していれば入居はできないはずである。

委員長：新規で農業者をやりたいという方達も、実習をしながら使っている方ももちろんいるが、そういう方に優先して貸すことができたらいなと思ったりしているが、まだ改善されていないなということもあつたりして発言をした。話が横にそれてしまったかもしれないが、43番はこのとおりでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に63-1番、「議員は、自分のエリアがあると思うが、もう少し全区域に目を向けてほしい。道路の状況、草刈りの様子、排水路に入った土砂がかなり多くあるので、見回してほしい」という意見であった。現状と今後の対応について掲載しているので事務局長より説明していただきたい。

山本事務局長：63番以降は、意見交換会の当日にアンケートを配って書いてもらったもので、自由意見欄に記載のあった内容である。当日の発言の部分と重複している部分もあるが説明する。35番の質問とほぼ同様の内容であるが、融雪期とともに道路及び道路側溝も含めた確認を行っており、緊急度の高いところから補修や土砂上げ、清掃を行っている。町道の草刈については、年2回実施している。ただ、住民の皆さんにとっては国道なのか道道なのか町道なのかよく分かっていない人もいると思うが、国道は年1回、道道は年2回、町としては年2回実施しているということである。

委員長：よろしいか。何かご意見はあるか。

口田委員：議員は自分のエリア以外も全町的に見回してほしいということであれば、どういう表現方法がよいか分からないが「はい、わかりました。今後気をつけます」というような回答内容も必要ではないかと思うがどうか。

加来議長：議員は町全体の福祉向上に向けて活動していくのが基本であり、今後もそれを基本に活動していくという内容でいいのではないか。

委員長：議長からアドバイスいただいた。議員は、町全体の福祉向上に努めている。今後もそのように向けて活動していくということも入れてよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次に63-2番である。「7秋の作況調査の際、御影地区の7号の坂を通りバイオマスプラント施設を見てほしい」という内容である。これについて事務局長より説明を願う。

山本事務局長：この質問については背景があつたようで、農林課に確認したところ、大きな農場でバイオガス施設を持っている会社があるが、機械の不具合によって一時、適切に処理が行われてなかったというようなことが背景にあるようである。回答としては、バイオガス施設の適正な管理を設置者へ求めており、問題が発生した場合は道及び町で指導等を行うとのことであり、作況調査の際の視察は、難しいのでご理解いただきたいというような内容となっている。

桜井委員：これは特定の業者がやっているということで、町としては適正な管理運営に努めてほしいという指導だけの内容である。

委員長：このとおりでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：次の67-2番、これは「水害になったり、断水になったり、停電になったり、町民はかなり苦労した経験がありながら、3年も経つと忘れることをいいことになら対策を講じないのは誠に残念というほかない。地下水を活用したり、発電機を非常用に用意するなり、また、自衛隊の救援を求めることも町長から速やかに連絡できるよう役場内の指令命令系統の動きも極力スムーズに発せれるようなトレーニングを積んでほしい。何年も前例踏襲を繰り返してばかりでは進歩、発展が望めない」という厳しい意見をいただいている。それに対して、担当課に調査していただいた事務局長より説明をお願いする。

山本事務局長：3年前の災害をきっかけに、毎年、本町を担当する自衛隊、警察、消防と意見交換を行っている。昨年の総合防災訓練の際には、職員への指揮命令による役割分担の確認はもとより、関係機関への情報伝達訓練により自衛隊や警察にも参加してもらった。限りある予算ではあるが、安心安全のため計画的に防災対策を講じるとのことである。

委員長：説明を受けたがいかが。

桜井委員：これは、アンケートで町に要望するような文言で、議会に対して特別どうのこうのという内容でないで、先程説明があつたようなことをやってもらえればいいのかと思う。

佐藤委員：このとおりのご意見でよろしいかと思う。実際、私も消防団員として3年前に関わつた経緯があるが、警察、自衛隊については本当に大きな関わりもって助けていただいた経緯がある。こういった文言でよろしいかと思う。

委員長：このままの内容でよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：それでは、このような現状と今後の対応ということで皆さんに全項目にわたって確認していただいた。以上で、議会報告会と町民との意見交換で出された質疑、意見・提言等に対する回答内容の件については、終了させていただきます。

休憩する。

【休憩 11:57】

【再開 13:00 (説明員(総務課)入室)】

## (2) 所管事務調査について

### ・防災について

委員長：再開する。

午後からの議件は、防災についての所管事務調査を行う。総務課から担当者が出席されているのでよろしく願います。早速議件に入る。まず最初にデジタル式防災行政無線の整備計画について、避難勧告等に関するガイドラインの概要、防災情報の伝達方法について調査する。担当の方から説明をお願いします。

総務課長(田本尚彦)：(説明員紹介)「デジタル式清水町防災行政無線整備概要」と「警戒レベル4で全員避難」という資料に基づき、鈴木参事から説明をさせていただきます。

総務課参事(防災担当)(鈴木聡)：防災に関して説明させていただきます。本年度における防災に関わる取り組みとして大きなものは防災無線のデジタル化工事である。平成28年の台風災害において防災無線が聞こえなかったという点を踏まえて、災害情報を町民の方々に確実に伝える仕組みが必要であるという観点から防災無線デジタル化と合わせて、町内の全世帯を対象に戸別受信機を配布していく。5月の臨時議会において契約の議決をいただき正式契約を交わした上で今工事を進めているところ。現時点においては、工事本体に関わる下準備ということで無線の伝搬調査や建物の施設概要について調査を進めているところ。整備する無線の概要については、お手元に配付の資料に基づき説明をさせていただきます。資料の1頁目、名称は「清水町防災行政無線」で、導入メーカーは株式会社富士通ゼネラル、事業費については181,500千円で契約をしている。整備内容としては、親局設備として役場庁舎にメインの設備を設け、再送信局として御影鉄南公園1局を設ける。簡易中継局については、旭山方面をメインに対象地区としている局であるが、渋山ファームポンドの敷地内に1局設ける。屋外拡声子局については、資料に記載のとおり有明公園から始まり御影鉄南公園までの10箇所設ける。御影鉄南公園については、再送信局と拡声子局を兼ねた設備となる予定。今の防災無線については、JA十勝清水町の情報も合わせて放送しているが、現時点でJA十勝清水町と協議をしてきている中でまだ正式決定ではないが、JA十勝清水町の設備は更新しない方向性で協議を進めている。機能の概要としては、役場に設置する親局においては、プログラムによる定時放送、肉声による緊急放送、Jアラート、これは国民保護情報、気象情報を配信している国と連結したシステムであるが、これとの自動連携による放送を予定している。戸別受信機としては、緊急放送時には強制音量による強制放送の機能を具備している。また、聞き逃したときに備えて録音機能を有し再生視聴が可能となっている。最大で40分80件程度まで録音ができる仕様となっている。そのほか、聴覚障害者等へは文字表示装置をつけたものを配布する考えで進めている。配付対象としては、町内に居住する世帯(住民登録を問わず)及び町内に事業所を置く法人で希望する法人、公共施設及び関係機関等に配布するというので、特にきちんとした条件を決めずに希望する世帯については、配布しようと考えている。平成28年に被災を受けた剣山の別荘地帯の方々についても希望があれば、配布する考えで準備をしている。配布方法としては、無償貸与を予定。配布時期としては、親局設備がある程度できた後に放送ができるかどうか確認しながらの設置になるので、12月頃を目処として農村部を優先に配布していきたいと考えている。農村部においてはアンテナ設置が必要になる予定であるので、ある程度期間を設けた中で進めていきたいと考えている。運用方法については現在放送している防災無線と内容的には変更する予定はない。平常時には行政情報等を放送し、緊急時には避難情報や災害情報を適宜放送していきたい。資料の2頁目はイメージされる戸別受信機的设计図である。乾電池2本が入り、通常はコンセントの電源で動作するものであるが、

停電時には乾電池で動作する。資料の3頁目は拡声子局や中継局を置く箇所の地図である。今の防災無線であれば、中継局や再送信局は必要なかったが、デジタル無線については電波の飛ぶ距離が今のアナログよりも短いということもあり、調査の結果、中継局や再送信局を置くかたちになった。すべて町有地をメインに考えている。既存の拡声器については、ポールは再利用する。上のスピーカーなどの設備だけを取り替える。新たに設置するファームポンド以外の設備については設置位置とポールは一切変更がない予定となっている。資料の4頁目は、システム系統図となっている。場所によってはスピーカーの能力も変えながら町内全域（拡声器については市街地）に声が届くように進めていきたい。アナログの無線装置と書いてある部分があるが、これは移行期、情報伝達ができない期間を短くするというのも踏まえて、設置期間中、両方運用できるようにということで、デジタルとアナログの両方が動くかたちで進めている。すべてのデジタル設備の設置が終了後にアナログ設備は撤去する予定でいる。防災行政無線の停電時の対応であるが、昨年役場庁舎に非常用発電機を設置した。無線室に設備を置くが、無線室に対する電源供給を確保した中で、発電機を設置しているので、停電時には自家発電によりこの機能を動かすことになる。工事のスケジュールについては先程申し上げたが現在調査を進めているので、年内に放送設備の工事が完了するように進めていきたい。戸別受信機についても12月頃から配布していき、市街地については年明けになるかもしれないが、確実に各世帯に配布できるように進めていきたい。以上、防災無線に関する現状の概要の説明とさせていただきます。

続いて、「警戒レベル」の説明をさせていただく。「警戒レベル4で全員避難」というチラシに基づいて説明する。このチラシは、今月のお知らせ版とともに全戸に配布しているものと同じ。この「警戒レベル」については、先の九州の大雨の際にもテレビなどの各種報道でも使われている言葉である。鹿児島県の避難勧告の際にも「警戒レベル4」という言葉が使用されていた。国において平成31年3月29日付けで「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民がとるべき避難行動を5段階に分けて「警戒レベル」という名前をつけて運用していくこととなった。具体的な行動の内容についてはチラシの裏面をご覧ください。警戒レベル5から1までである。警戒レベル5は、既に災害が発生している状況を想定している。警戒レベル4は、速やかに避難すること。警戒レベル3は、高齢者等は避難を始めてください、その他の人は避難の準備をお願いすること。通常報道されるのは、「警戒レベル3」以上で、警戒レベル2・1はそれぞれ注意報が出るような状況になったときに発表される。役場が発するのは避難準備情報や避難勧告になるので、「警戒レベル3」以上が大きな発表するタイミングになる。それに伴い、国土交通省や気象庁もそうであるが、この「警戒レベル」に関連づけて土砂災害警戒情報などを発表していくということで進めているところ。情報の伝え方については、例えば避難勧告を発令する際には「避難勧告を発令します。警戒レベル4です」というような言い方になるかと思う。「警戒レベル4」という言葉を聞いた際にはすぐに避難をする状況にあるということをご様に理解をしていただきたいと思います。「警戒レベル」というものが運用されたばかりなので、この言葉を定着させる、またはいろいろな形で啓蒙していく必要があると思うので、何かの機会にそれぞれの場面を利用して「警戒レベル」と「避難勧告」の関連性も含めて説明をしてご理解をいただきたいと思います。最後に、この「警戒レベル」に合わせた情報伝達の方法について説明する。「警戒レベル」や大雨警報、場合によっては大雨特別警報、道から発表される土砂災害警戒情報などの防災気象情報は配付した防災マップの裏面にも掲載しているが、テレビ局と連携したデータ放送を利用した情報伝達、平成26年から運用している登録制のメール・電話・ファックスを利用していき。町のホームページにも災害情報というバナーを貼っているので、そのバナーへの登録や町公式のフェイスブックなどのSNSを利用して配信していく。今回整備する防災行政無線についてもできるだけタイムラグを発生させないように情報伝達を進めていきたい。このほか、本年度の防災に関する予算については、以前から計画的に進めている避難所における備品の充実と備蓄食料の確保を本年度も行っていく。避難訓練についても、内容については現在検討中であるが、今年度についても実施したいと考えている。以上、本年度における防災の取組みの概要とさせていただきます。

委員長：只今、担当課より説明をしていただいた。まず最初にデジタル防災行政無線整備計画について、質疑等があれば伺いたい。

桜井委員：防災無線について2点伺いたい。まず1点目は、夜間の大雨時に拡声機の声が聞こえなかったことがあった。それについては、今後大丈夫かどうかお聞きたい。2点目は、放送は全て日本語であるが、今そこまで考える必要はないのかもしれないが、将来的に日本語以外のことも考えることがあるのかどうか聞きたい。

総務課参事: まず1つ目の夜間の放送に関して、大雨の時はどうしても雨音に消され音が聞こえないとなる。その際は、戸別受信機を確実に鳴らして戸別受信機で情報伝達する。拡声器を鳴らさないというわけではないが、拡声器を鳴らすにあわせて、戸別受信機で伝えていきたい。また、どうしても夜の行動となると危険を伴うので、情報伝達について早めの発令に心がけていきたいと思っている。次に、外国人等との対応について、今回整備するのは日本語のみである。現時点においては、各外国人を雇用されている事業主に協力いただくしかないかと思っている。事業主を経由して伝えてもらおうと今は考えている。ただ観光面、移住等のことも考えると、多言語にあわせた受信機も将来的には対応していかなければならないと思っている。

口田委員: 2点について伺う。まず1点目、1世帯に対して1台ということで考えているのか。農村で言えば1世帯になっているが住宅は2つあるという場合の対応はどのようにするのか。もう1点、定時放送について、町と農協はやめるのかやめないのかをお聞きしたい。

総務課参事: まず、戸別受信機の配布についてであるが、基本的には、1つの建物に1個と基本に考えている。住民票が1つでも世帯が2つに分かれている世帯があれば、ある程度の希望もお聞きするが、どうしてもいらないと言われたら、強制的には置けないが、建物に対して1個と原則考えている。であるので、2世帯住宅で上と下で分かれているとか右と左で分かれているところは基本的には、1個でお願いしたいが、生活スタイルによって2つ必要だとすれば、2つ渡すことも可能と思っている。あと、定時放送については、行政側の定時放送は続けていく予定である。ただ、現在は朝、昼、晩と情報によって流れているが、回数や流し方については広報係と調整した上で進めていきたいと思っている。どうしても、録音するという作業も出てくるので、職員の働き方改革もあるが、やり方については検討していく予定である。行政情報は流すということで、ただやめるということはない。農協の方についても、どうしても放送が必要な情報については、農業に関する行政情報という形で依頼があれば、流していこうと思っている。

佐藤委員: 避難先であるが、町は指定してそれぞれの町内会に回しているが、個人的に避難先がわからないという方が多い。町内会単位で全体的なものを送るのではなく、各個人の家で貴方の非難先はどこであると指定した紙を配ることはできないか。

総務課参事: 現在の避難所については、例えば何々町内会はどこであるというふうに指定はしていない。であるので、どこに避難するかは、家庭によって選んでもらおうと考えている。町内会で指定すると必ずその避難所に行かなければならないとなってしまう。そうすると、例えばそこが被災していたら、避難所として使えなくなる。そこを考慮して使える避難所を災害の際には開くので、その情報を聞きながら、開いている避難所に避難していただくことを考えている。1つの町内会に1つの避難所を案内するのではなく、町内にある避難所全てが対象であると、皆さんにお伝えする形をとっていきたくと思う。何かにつけて、避難所の位置や名称等はPRや広報していきたいと思う。

口田委員: 今までは福祉館にはついてしたが、今回はどういう考えか。

総務課参事: 公共施設については、付けていただくしかない。避難所に指定しているもの、福祉館や、場合によっては図書館なども必要になるかと思うが、関連する施設については、全て配置していきたい。また、警察署であるとか希望があれば、交番等にも置く予定で考えている。

山下委員: 再確認であるが、町内会にあるアパートなどに住んでいる方は希望ということで知らない方もいるかもしれない。どのような方法で希望をとるのか。

総務課参事: 詳細はこれからであるが、世帯主の方には、案内文章を直接出そうと思っている。世帯主宛ての案内文書と広報やお知らせ版を利用して周知をしていきたいと思う。ただ、どうしても住民票のない方については行き渡らない部分があるかもしれないが、その点は広報やホームページなどで、できる限りの情報伝達を使いながら周知していきたいと思う。

佐藤委員: 高齢者や身障者は各町内会に何人かいるかと思う。町内会でもあの人を助けるという役割を持った人がいるが、自分の身を守るのにおそらく精一杯だと思う。そういう方を助けるために身障者、高齢者のために役場でも1つの組織をつくる必要があるのではないかと思うが、それについてどうか。

総務課参事: 避難行動にどうしても支援がいる方については、役場のほうでも支援者名簿というものを備えた中で、その方を支援してくれる方、または、民生委員の方と協議を進めている。ただ、役場内においては、災害対策本部の中でそれぞれの役割を班別に示している。避難所担当、介護担当、援護担当という役割分担をしている。ただ、普段の業務もあるので、役場庁舎全体の中で災害対策本部の業務として連携した中で進めていきたいと思っているので、専属というのは、今のところ予定はしていないが役場全体で対応していきたいと思っている。

山下委員：屋外子局の関係で、先程聞こえなかった部分は戸別受信機で対応するという話であった。音量とか範囲は従前の屋外のものと同様になるのか。あるいは、レベルアップさせて広げるような形なのか確認させていただきたい。

総務課参事：スピーカーについては、基本的な方向は今までと変わらない。ただスピーカーとしての能力を上げているので、今までのよりは聞きやすくなるかと思う。ただ御影地区の小学校に建てる拡声器については、桜ヶ丘方面というか、帯広方面に弱かった部分があるので、高性能のスピーカーをつけてよりそっちの方面に届くような形でしていきたいと思う。今後、スピーカーについては、音量も調整できるようになる。例えば向く方向によっては、子どもがビックリする場合もあり得るので、向いている方向によってそれぞれ音量を調整しながらやっていきたいと思う。

加来議長：受信機全体の維持管理をどのようにしていくか。1個ずつ各家庭に配布するというので、番号をふって台帳等で管理していくのか、壊れたときにどのようにメーカーが対応するのか、役場で対応するのか、新しい機械を持ってくるのかなどの対応をどのように考えているのか。

総務課参事：戸別受信機に管理については、それぞれの台帳なりを設けていかなければならないと思っている。お渡しする際に受領印等を含めて管理していきたいと思う。その後の運用については、基本的には、故障した際、経年的に故障した際には、役場が責任をもって直していく形になるかと思う。ただ、メーカーとも保守契約を結ぶ予定であるので、最終的にはメーカーにお願いするようになるが、予備機として戸別受信機を何台かは持とうと思っているので、修理の間全くないということにならないように対応していきたいと思う。無償対応であり、所有者は町であるので、町が責任をもってそれぞれの受信機の管理をしていきたいと思う。

加来議長：民家のアパートに対応するときには、アパートの持ち主に責任をもってもらえるのか、入居者にもってもらえるのか、どういう対応をするのか。

総務課参事：現時点においては、入居者の方を考えている。オーナーの方も清水にいる方など様々である。管理会社が入ったりなどしているので、町のことをオーナーでやるというのは難しいかと思っている。他町の状況を見ても、アパートなど個別に入居されている方に契約ではないが、その方に渡している。その例も踏まえて、入居されている方との対応で考えている。

加来議長：民間アパートに入る人で住所を清水町に移さないで短期で来たりする方をどう把握して対応するのか、それともしないのか。管理をどのようにしていくのか。また、退去する際はどのように把握していくのか。

総務課参事：まだ、最終的な決定事項ではないが、管理会社と連絡を密にしていかなければいけないと思っている。住民票を異動されない方を把握するというのは、行政としてはかなり難しいので、その際は、管理会社を通じて案内するとか、連絡をもらうなり、これからの協議ではあるが、そういう形で協議を進めていきたいと思っている。できる限り預けっぱなしにならないようにしていきたいと思う。

加来議長：退去する人には、町に対する連絡義務を付けたりしていかなければ、勝手に引っ越しをして持って行ってしまったり、そのまま部屋に置いていったりする可能性がある。その管理をどのような方法で考えているのか。

総務参事：お渡しするときに、約款ではないが約束事という形でお渡しした中で話をしていこうと思っている。町外に出られるときには返してもらう。ただ、町内、御影と清水間で転居すると設定を変えなければならない。グループ分けを変えなければならないところがあるので、その際には連絡をいただく。約束事項ということで、1つの紙を作って周知していきたいと思う。

委員長：ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしとの声あり)

委員長：それでは、防災無線に関しては以上で終わらせていただく。

次に、避難勧告等に関するガイドラインの改正概要について皆さんからの何か質疑があればお願いしたい。

口田委員：避難勧告等は場所によっては違うだろう。警戒レベルについては何を判断において避難勧告を出すのか。その辺はどうなっているか。

総務課参事：災害によっても対応の仕方は変わってくるかと思う。地震であると、町内全域を対象に避難勧告・指示が出るかと思う。大雨という理由、洪水の影響などになると、それぞれ近くにある川の水位であるとか周りの状況を確認したり、管理している北海道や国との連絡を取りながら、それぞれ影響が出る広めの地域に絞って避難勧告等を発令する形になるかと思う。であるので、ペケレベツ川であれば市街地の西方面を中心に、ハザードマップの洪水浸水区域が示されているので、その区域を参考にしながら発令していく形になるかと思う。旭山地区であれば、久山川、芽室川の水位の

状況を見ながら地区の発令を判断するという形になる。

口田委員：水位は今、自動的に記録される仕掛けになっているのか。

総務課参事：水位については、ペケレベツ川は水位計が元の場所に復帰して使っている。久山川、芽室川については、道が新たに簡易の水位計ではあるが、設定して管理している。その水位計のデータについてはホームページで確認できるようになっているので、インターネット経由で道などのホームページから水位を見ていく形になる。

口田委員：町としては、それを参考にして判断を下すのか、それとも担当課が現場へ行って目視して判断をするのか。

総務課参事：基本的に、河川や道路については、管理する建設課の道路パトロールが日常的に行われているのでその情報も参考にしますが、大雨となると職員を出すと危険性もあるので、両方バランスをとりながらという形になる。やはり、水位計で水位があまりに高いとなると、それをもとに発令することとなる。ただ、久山川も芽室川も結構、場合によって上と下でかなり違う。上流部というのは、人間の目で見える部分も必要になるかと思う。2年位前には上流部のほうが激しかったので、事前のパトロールで判断していきたいと思う。

口田委員：そのとおりだと思う。パトロールはいいが、情報は時間的问题だからあつという間に水が来るのでそう呑気なことは言っていない。早めの対応をどうしたらいいか。

総務課参事：早めの対応が大切だと思っている。見た目にはまだ大丈夫の状況でも、やはり勧告が必要な場合もあると考えている。最終的には、担当者の思い切りというか、そういう部分が出てくるかもしれない。見た目が何となくでも避難勧告が発令できるように、はずれの避難勧告になるかもしれないが、恐れずにやっていきたいと思う。

山下委員：今、口田委員が言われたように判断はかなり難しい部分があるのではないかと。レベル4、レベル3の段階のあたりは、やはり担当者の判断に全て委ねられるという形になるのか。防災対策本部のそういったものの判断しかないと思うがどうか。

総務課参事：明確にこの数字が出れば避難勧告となるというものがないので、最終的には、担当者の判断ということが出てくるかもしれない。ただ、各地でいろいろ災害の状況なりの検証等が行われており、報告書もある。その報告書を見た中では、やはりこういう場合には必ずこうしなければならないなどの反省点も色々出されている。そういう各地の事例を参考にしながら、担当者は判断していかざるを得ないのかなと思う。その際にはできるだけ早めに、はずれてもいいから出すというような勇気をもってやっていきたい。

口田委員：久山川の橋の欄干についているがそれが簡易水位計か。それをすべての川に付けてもらえるような要望を行っているのか。

総務課参事：本来の水位計は川底に置くのが本来のものであるが、相当のお金がかかるので、北海道において、橋桁につけて上から水位を測る簡易型を整備している。全ての河川に付けているわけではなく、清水町でいくと小林川にはまだ付いていない。道が管理する全ての河川に簡易水位計でいいので付けてもらえるように形の要請はしていきたいと思っている。川に何個もあるのが理想的であるが、やはり被害が出るような川の全てに付くのが理想であるので、数よりも付く河川の数を増やしてほしいというふうに思っている。

深沼委員：今の部分と関連しているが、実際川が狭ければ狭いほど急に流れが強くなるというのはあると思う。目視で判断するのは危険を伴う部分もあると思うので、ある程度は、先ほど言った橋桁に水位計をつける形のやり方で、また、ある程度大雨が降るといったときの目視の判断というか、十勝川のようにある程度広ければ徐々に増えてくるので何となく分かるが、山から来ている川の部分は、急な洪水というか鉄砲水のようになる可能性もあるので、そういう場合には早めの避難の発令を出していただきたいと思う。

総務課参事：状況を確認する方法は、目視、水位計とあるが、今、気象庁においても雨雲の動きをデータ化したものが公表されている。その予測地であるとか、雨量の計測値、流域雨量というものであるが、その予測値も気象庁で発表するようになっている。であるので、今後の雨の動き等を参考にしながら、発令していくべきと思っている。そういう予測値を参考にしながら、早めの対応をしていきたいと思う。

深沼委員：前回の災害にあったときに携帯電話によく情報が入ってきていたが、そういう形も今後もあるのか。

総務課参事：本町では避難勧告等についても、携帯電話を鳴らすような仕組みをもっているのですが、流している。2年前も流したが、電波の具合によっては届かなかったという話も聞いているので、使えるも

のは全て使うことにしている。

加来議長：水害・土砂災害について、警戒レベル3以上で情報を流すときに、スポットの場所に流すのか町全体に戸別無線機を使って流すのか、どのような対応をとるのか。

総務課参事：やはり避難勧告情報というのはその地域に住まれている方だけの情報ではないと思うので、町内全域に伝えるべきと思っている。であるので、その地域外の方に中にいる方へ連絡とってもらいなどの有効性があるので、町内全域を対象として案内を出すかと思う。その際にどこの地区にとこのような具体的な地区名が入ると思う。

口田委員：マップを作るときに、昔の人の意見やお話を聞いて参考にしたことがあるか。昔に洪水があった場所に台風被害も出ているケースがあるので、昔の人の意見も大事である。

総務課参事：実際には話は聞いてはいるが、マップ上で反映されているかといえばそうでもないのが実情。ただ、マップをご覧いただくと、過去に災害発生した川には色を分けている。これで行くと、過去に起きた河川については青色の表示をしている。表示をしている川は、過去において災害が起きた川であるので、その点を踏まえて、日頃から気をつけていただきたいという思いをこめている。

委員長：ほかに何かお尋ねしたいことはないか。今はまだ、避難勧告に関するガイドラインということであるが、これが終われば、防災情報の伝達方式についての質疑に移りたいと思うが、よろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：最後に、説明をいただいた防災情報の伝達方法について皆さんの質疑をいただきたいと思うが、全体についても質疑を受けたいと思う。

加来議長：町内会の自主防災組織の進捗状況はどの程度になっているか。

総務課参事：皆様をお願いしている自主防災組織の結成については、昨年からはじめて、今年の4月現在で、ようやく組織率としては50パーセントを超えた状況である。組織率は50パーセントに達したが、今後、活動の活性化なり充実が必要になってくると思うので、その点を合わせて、今後、進めていきたいと思う。将来的には活動助成が必要になってくるかもしれないが、その点は今後の検討課題と思っている。

桜井委員：防災については、今回、九州の方で大雨の時の放送を見ていると、気象庁では「自らの命は、自ら守る行動をとってください」というような放送がされている。防災というのは、基本的にどんな形であれ、自らの命は自らが守るというのが基本である。町民の中では、災害があったから普段から防災意識を持っているということもあるし、時間が経つと薄れてくる部分もある。家族でしっかり避難場所などを確認する家庭もあれば、そういうことをしない家庭もあるし、いざという時に非常時の持ち出しを揃える家庭もあれば、全然、そういうことをしない家庭もある。そういった中で、町民に今回の防災無線を含めて、防災を意識させていくようなことというのは、常に周知されていくことだろうと思うが、それに対して何かあるか。

総務課参事：防災意識というのは、コツコツとやっていくしかないと思っている。災害の経験は、年が経つにつれて薄れていくものである。やはり身近なものから離れていくと、対応の意識もなくなっていくのが現状である。過去にあった現状を忘れないように、PRしていかなければならないと思っているし、避難訓練なども、大小のことはあるかと思うが継続した中でやっていかざるを得ないと思っている。これというものはないが、コツコツと進めていきたいと思う。

桜井委員：その通りだと思う。私達も去年、気象庁の施設を見学に行かせていただき、将来的には太平洋側の地震が想定されると。火山については、大雪山系の十勝岳が噴火の危険性が強いと。いろいろな情報が表示されており、清水町は十勝管内でも比較的災害に遭わない町であるとされていたが、実際にこういうことも起きたので、今後もしっかりと常に防災の意識を持つことが必要と思うので、よろしく願う。

総務課参事：防災教育については、北海道でも一番力を入れている点である。今の北海道教育委員会の教育長が防災危機監であったという経験から、より一層、北海道教育委員会も力を入れているところがあるので、北海道とも協力しながら子どものときからの防災教育についても考えていきたいと思っている。

口田委員：防災のいろいろな面で勉強したり、訓練したりするのも必要なことであるが、いざ災害が起きたときに末端住民までその情報を届けることができるかというのが一番重要なことである。これに対して、いろいろとこれからも頑張っていただきたいということが基本だと思う。

総務課参事：その点については、いろいろなシステムをフル活用するとともに、民生委員や関係機関の方々に協力してもらいながら、末端まで情報が伝わるように努めていきたいと思う。

委員長：他に質疑はないか。気が付いたことでもいいが。

(なしの声あり)

委員長：ないようであるのでここで説明員の担当課の職員にはお引取りいただきたいと思う。長い時間ありがとうございました。

### 【13：58（説明員〈総務課〉退室）】

#### ・まとめ（所管事務調査）

委員長：それでは、担当課の職員からいろいろと防災について、説明いただいたところである。これは所管事務調査であるのでどのようにまとめたらよろしいか。皆さんのご意見を伺いたい。

口田委員：委員長と副委員長でまとめていただきたい。

委員長：委員長と副委員長でまとめてほしいとのことだが、担当課から説明を聞いた中で皆さんからの要望等は特にないか。

桜井委員：防災を含めて、自らの命は自らで守るというのは基本であるうえで、町の対策、避難勧告にしても速やかに、住民第一で考えて迅速に対応してもらえばというのが結論である。

口田委員：防災について話し合いをしたが、町の考え方も聞いた。思った以上のことを考えていると思うのでこれを前に進めていただきたいと思う。

深沼委員：今回、防災無線の個別受信機が全戸に付くわけであるが、そういった部分で何かあったときには、有効に活用していただきたいと思った。

山下委員：防災行政無線がこれから整備されるということで、前の災害のときはまた違った対応がそれぞれできるのではないかと思う。そういった部分でそれに期待したいと思う。それと、警戒レベルの発令も仕方が今回変更になったということで、より警戒レベルの関心を町民の方に更に持ってもらえれば速やかな対応ができると感じられた。

佐藤委員：3年前に大きな災害があり、皆さんがいろいろと大変な経験をされたわけであるが、こういった経験を基に、防災ガイドブックもでき、町民の皆さんも一人ひとり考えているようである。議員の皆さんも先頭に立ち、打ち合わせなど町との対応をしていきたいと思っているし、町としても防災無線などいろいろな装備をそろえてきている。これだけにとらわれず、前向きに進めていきたいという思いをしている。

委員長：皆さんからご意見いただいた。その中で、私の意見としては自主防災組織が50パーセント以上になり組織が結成されてきたということで、自らの命は自らが守るという中で、防災組織を今後活用していただき、いざというときに防災ガイドマップを活用できるように、住民にしっかり意識をしてもらう。いざというときに、なかなかスイッチが入らない、逃げようと思ってもまだまだ大丈夫というのがあるのでその辺も住民の意識として皆認識をもってもらうことが大事かと思っている。そういう中で、皆さんからそれぞれご意見をいただいた。

委員長と副委員長でまとめてほしいということであるので、皆さんのそれぞれのご意見を参考にしながら、まとめていきたいと思う。所管事務調査のまとめについては、委員長と副委員長へ委任するというところでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：委員長と副委員長へ一任ということでもとめるので、よろしく願います。

防災についての所管事務調査は、これで終わりたいと思う。今後9月の月上旬に農作物の生育調査があるので、そのときにはよろしく願います。

### (3) その他

委員長：その他として皆さんのほうから何かあればお願いしたい。

(なしの声あり)

委員長：事務局のほうから願います。

山本事務局長：先程、委員長から説明のあった農作物の生育調査について、9月上旬ということであるが、今のところ9月4日か5日を予定している。詳細が決まれば、早めにご案内申し上げたい。

委員長：9月4日か5日の予定で、日程が決まったらお知らせをしていただけるとのことである。ほかには何かあるか。

山本事務局長：もう1点、午前中の話題に若干戻るが、先日の全員協議会の際に、次回の町民との意見交換会の持ち方として、例えば、各団体と少人数の人達と議員の皆さんが出向いて意見聴取するようなことも考えてはどうかということを、各常任委員会でも検討してもらいたいというような議会運営委員会の委員長からお話があった。各常任委員会で検討することになったので、総務常任委員会の中でそれについて協議いただければと思う。

委員長：先日の全員協議会で説明があったが、少人数の所に議員が出向いて行って町民の中に議員が入っていくということも検討してはという意見があった。総務産業・厚生文教で検討してもらおうということであった。団体に問わず、要請があればということでしたか。議長。

加来議長：要請を前提とするものではなくて、これまでの報告会の中で、議員一人ひとりの意見を聞きたいとか、テーマをもってやると子育てのテーマなら子育ての若い世代だけに集まってもらってやったほうがいいのかという意見があったことを経て、その対応として小委員会みたいな班割りをした上でそういうテーマごとの団体と報告会以外に対応してはどの意見が出ているということである。それをやったほうがいいのか、やらないほうがいいのか。これまでの他町村の例を挙げると、報告会について今まで清水町がやっているようなやり方でやってきているが、それをずっと続けていたら、同じような人しか出てこなく人数が減っていったというような経緯を経て少人数での意見交換会もやるようになってきている。芽室町や鹿追町は、報告会に出てくる人が少なくなったということ踏まえてそうなったようである。

委員長：委員会としてどのような結論にしたいか意見をいただきたい。

桜井委員：今もそうであるが、子育て世代を含めて意見を聴取したり、農協を含め農業者の考え方を聞きたいとか、商業者の声が聞きたいというものであれば、所管事務調査の中でできると思う。所管の委員会の中ではなくて、議会としてそういう新たな名目でやるなら別の話であるが。

委員長：あくまで所管事務調査で実施するというのか。

加来議長：所管事務調査ではない。議会報告会としての、議会として取り組む方法として、そういう選択肢をどうしていくというかの話し合いである。委員会とは全く違う。報告会をどのような形で、そういう方法を取り入れたらいいのかということはこの委員会で議論してほしいとのこと。

桜井委員：来年の議会報告会に向けて、今までは御影地区と清水地区で対応したが、今回は、要望の中で、子育て世代の方の時間帯が合わないなどの問題もあったので、もしも特化するならば対応するのも可能ではないか。議会運営委員会の中で議論していただければいいのではないかと思います。

加来議長：そういう方法をどうしていくかということ議会運営委員会の中で議論した上で、こういう意見もあったから皆さんから聞いてみようということで、この前の全員協議会で提案したのである。議会運営委員会の中では既に議論をしており、議会運営委員会での振り返りの中では、来年度の議会報告会も今まで通り同じ方法で実施しましょうということで、全員協議会での振り返りでも同様の結果となった。その上で町民からテーマによる少人数の意見聴取、議員からもっと聞きたいなどの意見もあったので、そういうことをどう取り組んでいくかということ議論してほしいと、議会運営委員会から各常任委員会に検討の依頼があった。今までのままでよいなら今までのままでよいし、臨機応変に対応を考えたらいいのではないかとこのならそれでよいと思う。そういうことを議論してほしいということ。

口田委員：議長が言ったとおりで、報告会だけでなくその他に意見交換会をやったらどうかという話である。私はそれはいいと思う。

委員長：意見交換会の場合だと、個人の意見も言えるよということか。

口田委員：意見交換会がどういう形でやるかによっては、言える場合と言えない場合があるがその辺の考え方としては、意見交換会をメインとしてみてはどうかということ。皆が好き勝手にものを言えるような形でということ。

委員長：口田委員からは、必要ではないかという意見をもらったがどうか。議会報告会とはまた別の日程で改めてやるのだろうか、実施は来年か、再来年になるのか。

加来議長：来年は、議会報告会と町民との意見交換会は、今まで通りやると振り返りの中で皆さんに了承してもらった。再来年については、振り返りの中で協議した中でいくようになるかと思う。意見交換の部分で少人数の班で分けて、芽室町では6班ぐらい、3人ずつぐらいで各団体へ行って意見交換会をしてきている。それを、委員会でも協議してもらって、全員協議会で協議して答えを出して町民に対応していくという流れの中でやっている。

桜井委員：口田委員の言われた通りだと思うが、今モニター制度もなかなかまとまらない状況で、子ども議会的なことも今年改めて試そうとしている中で、将来的には可能かと思うが、今の段階であればこ

れもということは、できることに越したことはないがなかなか難しいかと思う。

深沼委員：今年しかまだ経験させていただいていないが、今回の意見交換会を見たときに御影も清水も結構な人数の方に来ていただいたが、せっかく来ていただいたのにも関わらず半数以上の方達が自分の言いたいことを言えないで帰るのもどうなのかなと思った。去年も出席した方が多かったと聞いているが、実際のところ去年と今年は同じ人ばかりだったのか。

加来議長：去年のテーマは議員報酬と定数という特定したテーマにして、今年と同じように案内を出した結果、それなりにたくさん集まっていた。今年は2つのテーマであるが、去年以上に集まっていた。ただ、数年前に清水地区で開催されたときに1人ということもあった。議会報告会と町民との意見交換会の最初の目的は、議会議員の活動が見えないということで、まずは議会や議員がどのような活動をしているのかという報告をして議会議員の活動を理解してもらおうということが始まりである。つまり、議会に対する意見交換会、もっと議会にこうしてほしい、議員にこうしてほしいという意見を出してもらおうというのが始まりである。そうやっているが、どうしても町にもっとこうしてほしいということで、町民の意見が議会に対することよりも、行政に対する要望が多くなってきたので、それがメインになってきてしまっている。最初、私達が始めたときの本来の報告会と意見交換会の目的とはずれてきている。その前に、議員全員が出て、農協青年部や商工業者などと意見交換会をやったこともある。そういうときに議員13人が出て1人ずつに意見や考えを言ってくださいとなると、1人3分話したらそれだけで40分近くになる。最近でも1回、全員の意見を聞きたいということで13人で対応したこともあるが、それだと、時間が答弁でとられてしまうので現在の2班になったという経緯がある。

桜井委員：芽室町では、議会としてどういうふうに町の政策に生かしていくというところまで考えて町民の意見を聴取している。本町の場合は、今までの報告会と意見交換会と同じようにいろいろ聴取して、議会として言える部分と議員として言えていない部分を含めて、それを先程皆と協議したように回答していく。本当は、議会として聴取して、町へ政策として出すぐらいの気構えがないと意味がないというか、それだけの議会の心積もりがあるのかないか問われるのではないかと思う。

委員長：なかなか難しいが、芽室町議会は相当続けている。

加来議長：芽室町は、桜井委員が説明したような取り組みをしている。意見交換会であがった意見を委員会ごとで全部議論した上で議会として提案できることは提案するということまでやっているのいろいろな忙しい思いをしているようである。

委員長：忙しい思いはしているようである。やることはいいがどうしたらよいか。佐藤委員はいかがか。

佐藤委員：皆さんがいろいろ言っているように、私はその件に賛成していきたいと思う。

委員長：いろいろな意見を吸い上げやすいというのもあると思うが、やってみたほうがいいか。

口田委員：今までの議会報告会と町民との意見交換会でいいのか、何らかの方法があるのならその方向でいったらどうかという意見をまとめたほうがいいと思う。私個人としては、今まではいいが、今までどおりだとちょっと物足りない。先程の議長の説明のとおり行政に向けてしまって議会そのものも方向性が違う気がする。もう一步進むというか、前と変わった方向で、先程言ったように、出かけて行って意見を聞く方法を考えたらどうかというまとめしかないのではないかと思う。

委員長：委員会として、そういう方法でやる方向でいくということによいか。

桜井委員：やるのはいいと思うが、話が違いますが、町長も町民の意見を聞く活動しているが、「何か意見はありませんか、何か要望はありませんか」と言われても出せないという意見が町民からかなりある。しっかりと趣旨や目的をもって対応しないで、ただ「何かありませんか」では駄目だと思う。その辺を対応した上で、改善できるならしたほうがいいと思う。

山下委員：今回初めて、報告会、意見交換会に参加したが、そういった中で報告会は、ある程度報告すれば時間そんなに必要ないのかなという気がした。町民の方がどういった意見を考えているのかという部分のことをひろう部分があったらいいのかなと。そういった中で、今回テーマを設けてやったということで、ある程度はそういったテーマの中で意見が出されてきた。今回のようにテーマを絞った中で、少人数の各団体の中で意見を聞いていくというのも1つなのかなという気がした。全体の中では話さないが、少人数の団体の中では多少は話せる部分もあるのでは。特にテーマを絞っていけば出てきそうな気がする。どういう方法で運営したらいいか分からないが、町の方の意見をいろいろと聞く場所という部分でもちょっとやり方を考えてもいいのかなと思った。

委員長：それでは、皆さんからそういう新たな方法をとってもいいのではないかとの意見があるので、この委員会としては、来年、再来年からの話なのであろうが、前向きに検討していただくということでよろしいですか。

(はいの声あり)

委員長：総務産業常任委員会としては、新たに一步前進して新たな方法を考えてもいいのではないかということでもとめる。その点でよろしく願います。

委員長：そのほか何かありませんか。

(なしとの声あり)

委員長：以上で、総務産業常任委員会を終了させていただく。長時間にわたりご審議ありがとうございました。

【 閉会 14:34 】